

5. 法学部

I	法学部の教育目的と特徴	5 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	5 - 4
	分析項目 I 教育の実施体制	5 - 4
	分析項目 II 教育内容	5 - 5
	分析項目 III 教育方法	5 - 7
	分析項目 IV 学業の成果	5 - 8
	分析項目 V 進路・就職の状況	5 - 9
III	質の向上度の判断	5 - 11

名古屋大学法学部

I 法学部の教育目的と特徴

1. (目的と基本方針)

本学部の教育目的は、「法学・政治学の基礎的な素養を獲得し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、法学・政治学における研究者・技術者を養成すること」である。この目的のために、人類の普遍的な価値を守り、かつ新しい価値を創造する世代を送り出すという観点から、企業活動、公務の広汎な領域で国際的あるいは地域的活動に従事する人材を養成することを教育の基本方針とする。これは、名古屋大学学術憲章の教育の基本的な目標である「自発性を重視する教育実践によって、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる」を、法学・政治学の分野で実現しようとするものである。

2. (目標と方針)

法学部の教育目標として、(1)グローバル社会に対応するための法律学・政治学等の総合的な知識を修得する、(2)大局的見地に立ってものごとを総合的に判断する能力を養う、(3)的確な価値判断・意思決定を行う能力を養う、を掲げる。この目標のために、次の方針を立てている。

(1)基礎教育の充実

法科大学院の設置により、法曹養成に直結する実務的色彩の強い教育は、法科大学院に特化されることを踏まえて、法学部での教育は、法学・政治学全般の基礎教育と、法曹教育のための基盤形成に重心をおく(中期目標M3—中期計画K10と対応)。

中期目標M3

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

中期計画K10

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

(2)4年一貫教育の実施

本学部では、1年生からの法学・政治学の専門教育が開始される。基礎から応用まで、4年間の系統的なカリキュラムのもとで法学・政治学を学ぶことができる(中期目標M1—中期計画K2と対応)。

中期目標M1

質の高い教養教育と専門教育を教授し、国際的に評価される教育成果の達成を目指す。

中期計画K2

全学教育、学部、大学院の間における教育内容の一貫性の向上を図る。

(3)学生の自主的学習の保障

学部では必修科目は指定されず、授業科目の選択が完全自由となっており、学生は、段階的・系統的に配置されたカリキュラムを前提にしながら、自らの学問分野への興味関心にそって履修科目を決めることができる(中期目標M3—中期計画K10・中期目標M9—中期計画K27と対応)。

中期目標M3

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

中期計画K10

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

中期目標M9

学生の学習に対するサービスを充実し、その支援環境を整備するとともに、学生生

活に対する援助、助言、指導の体制の充実を図る。

中期計画 K 27

多様な学生のニーズを尊重した学習・進学・就職支援のサービスを充実させる。

(4) 少人数教育の拡充

4年を通してセミナーによる少人数教育がおこなわれる。1年次における基礎セミナー、2・3・4年次の学部演習が開講される。法学部は、教員スタッフ一人あたりの学生数が1学年約4名ときわめて少なく、学生にとって教員の存在が身近なものとなり、学生が主体的に研究・発表をし、討議することができる（中期目標 M 3—中期計画 K 10 と対応）。

中期目標 M 3

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

中期計画 K 10

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

3. (組織の特徴・特色)

教員は、3つの教員グループ（公法・政治、民事法・刑事法、基礎法・社会法・環境法）のいずれかに所属し、授業計画を審議し、教授会に提案する。教育活動の計画等については、特に、執行部、各教員グループおよび学務委員会との連携がはかられている。

公法・政治教員グループ（18名）

職名	人数	専 門
教 授	14名	憲法, 租税法・財政法, 行政法, 国際法 西洋政治思想史, 政治学, 国際政治学, 行政学, 日本政治史, 西洋政治史
准教授	4名	国際法, 行政法, 政治学, 東洋政治思想史

民事法・刑事法教員グループ（18名）

職名	人数	専 門
教 授	11名	民事手続法, 商法, 民法, 民事訴訟法, 知的財産法, 刑事法
准教授	7名	民事訴訟法, 国際経済法, 民法, 経済法, 刑事訴訟法, 刑事法

基礎法・社会法・環境法教員グループ（14名）

職名	人数	専 門
教 授	9名	法情報学, ロシア法, ベトナム法・アジア法, 法哲学, 日本法制史, 西洋法制史, 法社会学, 労働法, 環境法
准教授	5名	比較法, 法情報学, 中国法, 法哲学, 社会保障法

4. (入学者の状況等)

2007年度入試からは、後期日程を廃止した。1学年の学生定員は150名であり、その内訳は、一般選抜は前期日程100名、特別選抜として推薦入試45名、帰国子女入試5名である。2007年度の入学者は、159名であり、ほぼ定員通りとなっている。また、3年次編入学者の定員10名についても、ほぼ定員通りとなっている。

[想定する関係者とその期待]

想定する関係者は、在学生と、卒業生が関係する企業、官公庁、大学院等とである。その期待は、法律学・政治学等の総合的な知識、総合的に判断する能力及び的確な価値判断・意思決定を行う能力である。

名古屋大学法学部 分析項目 I

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

(教員組織等)

法学部は法律・政治学科 1 学科からなる。教員として、教授、准教授、講師、助手が配置されており、2007 年 4 月における教員数は、教授 38 名、准教授 14 名、講師 4 名、助手 2 名の合計 58 名である(別添資料 I-A)。教員は 3 つの教員グループ(公法・政治、民事法・刑事法、基礎法・社会法・環境法)に所属し、授業計画、教員人事などについて審議し、教授会に提案する。教育活動を展開する上で必要な運営については、執行部と各種委員会の有機的、機動的連携体制によってなされるが、とくに教員組織、人事計画については、教員グループの代表者と執行部からなる将来計画検討・人事委員会において方針を決定している。その際、部局全体の適切な教員配置を総合的に検討すべく、年齢構成や、専門教育の継続性の維持や、専門分野の展開などを考慮している。また、女性教員採用については、全学の男女共同参画委員会の提示した目標(30%)を意識した人事計画を進めている。

2007 年度における非常勤講師(寄付講座を除く)の担当授業数は、9 コマ(全体の約 10%)で減少傾向にある(資料 I-1-1)。1, 2 年次の教養教育の企画運営組織として、教養教育院が置かれており、大学全部局の教員が登録教員として携わっている。

(入学定員等)

1 学年の学生定員は、150 名であり、また、2007 年度の入学者は、159 名であり、ほぼ定員通りとなっている。また、3 年次編入学生の定員 10 名についても、ほぼ定員通りとなっている。19 年度入試からは、後期日程を廃止し、一般選抜は前期日程定員 100 名、特別選抜として推薦入試 45 名、帰国子女入試 5 名を募集定員としている。法学部のアドミッション・ポリシーである「法化社会に適応した人材」の育成を目指し、意欲ある学生を全国に求めている(資料 I-1-2)。

別添資料 I-A 講座別定員現員表

資料 I-1-1 2004~2007 年度非常勤講師担当コマ数

	科目数			計
	前期	後期	集中	
平成 15 年度	7	9	8	24
平成 16 年度	7	3	7	17
平成 17 年度	4	4	8	16
平成 18 年度	2	6	3	11
平成 19 年度	2	3	4	9

資料 I-1-2 法学部の入試別学生募集定員及び入学者数と現員(2007 年度)

	募集定員	入学者数	現 員(2007.5 現在)			
			1 年	2 年	3 年	4 年
前期日程	100 名	108 名	159 名	157 名	171 名	227 名
推薦入試	45 名	45 名				
帰国子女	5 名	6 名				
計	150 名	159 名				
3 年次編入	10 名	11 名				

観点1-2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

ファカルティ・ディベロップメント(FD)は、学部学務委員会が単独で、または、大学院学務委員会もしくは法科大学院学務委員会と共同で、年に1回または2回開催し、シラバス作成方法、授業実施方法、成績評価方法について、意見を交換している(資料Ⅰ-2-1)。

授業アンケートは、学部学務委員会の下で年に2回それぞれ学期末に実施され、アンケート結果やこれに基づいて作成される学年別等の結果一覧等を各教員が活用している(別添資料Ⅰ-B)。そこでは、教員の授業のねらいと学生の理解度、期待値などが明確な数値となって集計される。また、教員懇談会では、アンケートにもとづきポイントの高かった教員や特色ある授業を実践している教員、いわゆるグッド・プラクティス(GP)の経験などが報告されている。

資料Ⅰ-2-1 学部FD実施状況

日 時	内 容	対 象
10/17(水) 13時～14時	1) 授業実践について 話題提供：吉政知広 准教授 2) 成績評価実践について 話題提供：田村哲樹 准教授 3) 意見交換	学部授業を担当している教員

別添資料Ⅰ-B 学部授業アンケート

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 学部教育を実施するために必要な教員が定員どおりに確保され、その配置も適切に行われている。学生数も、教員が教育をする上で適切なものとなっている。また、教育方法、教育内容については、FD及び授業アンケートによって、授業改善に向けた体制が整っている。したがって、観点1-1及び1-2については、期待される水準にある。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1)観点ごとの分析

観点2-1 教育課程の編成

(観点に係る状況)

法学部では、以下の3つの教育目標にそって教育課程の編成に努めている。つまり、①グローバル化社会に対応するための法律学、政治学等の総合的な知識を習得すること。②大局的見地に立ってものごとを総合的に判断する能力を養うこと、③的確な価値判断・意思決定をおこなう能力を養うこと、の3つである。

①の目標を達成するために、「専門に関わる基礎的な科目」や「基本の専門科目」を1年次に配置するとともに、②および③の目標を、学年進行に応じて専門的に達成するため、法律学および政治学等の「専門科目」、「演習」、「法政実習」(インターンシップ)および「卒業論文」といった多様な授業科目や教育指導を設けている。とくに「法政実習」では学習した知見の実務への応用について、きめの細かい指導がなされているところに特徴がある。

全学教育については、専門科目を学ぶ上でも必要性の高い言語文化科目は早期に履修し、その他の科目は適宜履修することが可能なように仕組みとなっている。一方、専門教育については、法学・政治学を体系的に理解することができるよう、1年前期には、専門に関

名古屋大学法学部 分析項目Ⅱ

わる基礎的な科目（入門科目）4科目を配置し、同後期には、専門科目全体の共通の基本的専門科目2科目を配置している（別添資料Ⅱ－A）。

2年次からは、学年進行に応じて法学・政治学の段階的な修得が可能になるよう専門科目、演習、法政実習（インターンシップ）及び卒業論文といった多様な授業科目が配置されている（別添資料Ⅱ－A）。

法学部は、学生の自主的・主体的な学修を奨励するために、学部の専門科目について、必修科目を設けず、その選択が自由であるという完全自由選択制をとっているが、学生便覧において、履修の見取り図を示すとともに（別添資料Ⅱ－A）、入学時のガイダンスにおいて、段階的・体系的学修の重要性・必要性及び計画的な履修方法について説明している（別添資料Ⅱ－B）。

別添資料Ⅱ－A 4年間の学習の仕組みと流れ及び法学部4年一貫教育システム見取り図

別添資料Ⅱ－B 学部入学ガイダンス開催要領

観点2－2 学生や社会からの要請への対応

（観点に係る状況）

法学部のアドミッション・ポリシーをWebサイトや募集要項に、また、教育目標を学生便覧や募集要項に明記している。また、法学部の特徴やカリキュラムなどを、Webサイトや案内冊子に記載している（別添資料Ⅱ－C）。また、高校生、受験生にアドミッション・ポリシーを周知すべく毎年、夏季休暇中にオープンキャンパスの実施し、高校からの要請にもとづいて「模擬授業」等もおこなっている。なかでも附属高校において「学びの杜」との名称で講義を行い、高校の「総合学習」の一翼となっている（資料Ⅱ－2－1）。

さらに地域社会に対しては「公開講座」を実施し、記念講演のほかに、本学部の複数の教員により、「法化社会」における諸問題をテーマ等に、「なぜ男女共同参画か？どのような男女共同参画か？」、「日本の法整備支援」等の合計15回の講義を、一般市民が参加を考慮に入れて18時からおこなった。

学生の自主的学習や、学問と実務の有機的連関といった要請に応えるべく以下のような学修上の配慮がなされている。つまり、専門科目の理解や関連領域の知識の修得の要請に対応し、他学部授業や留学によって修得した単位、その他にも入学前（3年次編入を含む）に他大学での修得した単位を一定の範囲で卒業単位に算入することを認めている。また、企業の協力を得てインターンシップの体制が充実しており、これによる単位認定をしており、多数の学生が参加している（資料Ⅱ－2－2）。さらに、就職説明会等も実施している。

別添資料Ⅱ－C 2007「法を学ぶ」

資料Ⅱ－2－1 2007年度模擬授業派遣一覧

日付	学校名等	所在地	担当者	内容
7月6日	私立名古屋中・高校	名古屋市	林	法学部紹介・模擬授業
7月15日	大阪府立三国丘高校	大阪府堺市	紙野	〃
10月15日	河合塾千種校	名古屋市	林	〃
11月9日	愛知県立豊田西高校	愛知県豊田市	林	〃
11月9日	愛知県立半田高校	愛知県半田市	磯部	〃
11月22日	愛知県立岐阜卓高校	岐阜県岐阜市	田村	〃
12月14日	名古屋市立桜台高校	名古屋市	定形	〃
2月17日	滋賀県立虎姫高校	滋賀県東浅井郡	渡部	〃
3月26日	河合塾千種校	名古屋市	中野	〃

資料Ⅱ－２－２ 2007年度法学部インターンシップの実施状況報告

派遣先	応募者数（人）				派遣者数（人）			
	05年度	06年度	07年度	前年比	05年度	06年度	07年度	前年比
法律事務所	13	17	18	1	12	17	15	△2
企業（法務部門）	22	28	49	21	20	21	30	9
企業（法務部門以外）	19	23	18	△5	21	21	21	0
マスコミ	26	22	23	1	23	21	23	2
中央省庁・地方自治体	23	29	46	17	17	18	32	14
国際関係機関	8	6	8	2	7	4	4	0
NPO・NGO	2	2	0	△2	2	2	3	1
議員事務所	4	4	1	△3	2	3	2	△1
司法書士、弁理士等	16	20	31	11	15	20	30	10
その他	2	1	0	△1	1	1	0	△1
合計	135	152	194	42	120	128	160	32

（２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）教育目標の達成に向けて、法学・政治学の体系的な理解が可能となるような教育課程の編成がなされている。また、法学・政治学の理解について、幅広い分野の学修によって、また、修得した知識と実際の社会との関係を学ぶことによって深める体制と機会を提供している。したがって、観点２－１及び２－２について、期待される水準にある。

分析項目Ⅲ 教育方法

（１）観点ごとの分析

観点３－１ 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

（観点到係る状況）

全学教育科目において少人数で実施する基礎セミナーを１年次に、２年次以降は演習と、少人数による対話・討論型授業を実施している。２年次からの演習参加によって、討論の進め方や報告の仕方、さらにゼミ運営の手法を学んでいくことができる。２年次演習として28～30のコマ数を確保した。２年生の90%がゼミに登録している。

専門科目は、専門分野に対応する適切なバランスで科目を配し、学生は配当年次にそって、授業科目を自主的に選択できるようにしている。この中には法学・政治学の学習の中で必要なコンピュータ・リテラシーの獲得を目的とする授業やネイティブ・スピーカーによる英語の授業もある。

また、その他の一般の授業科目については、大学院生によるTAを活用して、教育効果をあげている。TAが学生の理解を援助するとともに、指導教員により、履修相談や学習上のアドバイスが実施できる体制になっている。

卒業論文は、セミナーでの学習成果をまとめるべく、年度当初に登録を行い、一年を通じて指導教員と相談して執筆をすすめることになる。

さらに、実務家による講義、企業による寄附講座（読売新聞の寄附講座として「比較アジア社会論」特別講義・演習及びトヨタ自動車・中部電力の寄附講座としてメディア論関係の講義）が実施され、留学生をはじめ学生が報道現場の実践を修得する上で有効な科目となっている。

観点3-2 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

シラバスには、授業計画や教科書・参考書等が明記され、学生の主体的な学習を促すよう機能している。また、学生便覧には、オフィスアワー等が明記されている。各教員が、オフィスアワーやメールアドレス等を明示し、学生からの質問や修学指導に随時対応している。また、法学部ニュースでは法学部の国内外における学術交流等を記載し、また教員の近刊紹介を行うなど、学生にとって学習上の刺激となっている。

その他、「演習」においては、学生は、「自主ゼミ」と称して相当の時間を使って演習の準備をしている。また、「合同ゼミナール」と称して、他大学の関連セミナーとの交流をはかり、学生相互の自主的な学習の場を設定したり、法学部の学術提携校の学生との交流を推進すべく海外実地研修を毎年行って学生の自主的な参加が活発である。近年では、台湾（台湾大学法律学院、政治大学法学院）やカンボジア、ラオス、ベトナム（王立法経大学、ラオス国立大学、ホーチミン市法科大学）において海外実地研修が行われた。

また、「比較法政演習」において、日本人学生と留学生が協力して自主的に相互の国の法と政治、社会の状況を教えあうプロジェクト（2006年度から「国際化推進プログラム」による）も実施中である。

法学部フェスティバルでの「プレゼンテーション・コンテスト」は、学生の自主的学習の公開として定着している。さらに、授業時間外の教室を貸し出し、図書室（オリエンテーションにより適切な図書利用を教育）を原則として20時まで開室し、自主的な学習を支援している。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 講義科目の他に、少人数教育を実施する演習等の多様な授業形態の授業科目をバランスよく設けている。また、TAの配置の他に、オフィスアワー等の学習相談への対応など、学生の主体的な学習を促す取組がなされている。したがって、観点3-1及び3-2については、期待される水準にある。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点4-1 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

卒業認定については、教授会での承認という手続が置かれており、教授会においては各学生の卒業要件にかかる資料が配布され、厳格な認定が行われている。

成績評価については、シラバス等で示される成績評価方法に従って、厳格に行われている。また、ほとんどの学生がいずれかの演習に参加しており、演習は少人数の参加者によって構成されていることから、演習において、各指導教員は、学生が身に付けた学力や資質・能力を実際に直接に理解・検証することが可能となっている。

成績評価に著しい偏りがないかについては、ファカルティ・ディベロップメント等で成績評価の問題として取り扱っている。

標準修業年限での卒業率は、資格試験等のための自主的な留年等の法学部の特性等があり、2006年度で79.5%となっている。

観点 4-2 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

法学部の教育課程で学生が身に付けるべき学力や資質・能力は、法律学・政治学等の総合的な知識の修得、総合的な判断する能力、的確な価値判断・意思決定を行う能力である。授業アンケートや卒業生を対象とした教育成果調査によりこれらの達成状況について検証する取り組みをしている。

2007年度前期の授業アンケートでは、5段階の評価で、授業の理解度につき約3.5、授業の満足度と内容的触発性につきそれぞれ約4と、おおむね高い評価を得ている(別添資料Ⅰ-B)。2006年度末の当該年度の卒業生を対象とした教育成果調査によると、本学の3つの教育目標について、身に付いたとの回答はそれぞれ70%前後で、これらが主に学部の専門科目から身に付いたとの回答はそれぞれ60%前後であり、おおむね学部での教育は、本学の教育目標を達成するものである(別添資料Ⅳ-A)。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 教育の成果を検証する取り組みが行われており、標準修業年限での卒業率も妥当な水準にある。また、学生からも、授業内容や成果について、満足が示されている。したがって、観点4-1及び4-2については、期待される水準にある。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況**(1) 観点ごとの分析****観点 5-1 卒業(修了)後の進路の状況**

(観点に係る状況)

就職担当の准教授を配置。

2006年度卒業生200名を対象とする調査によれば、大学院進学率は、約29%である。就職率は、約54%で、公務員の率は、全体の14%となっている(別添資料Ⅴ-A)。このような進路・就職に偏りがなく多様な状況は、法学部の教育目標が達成され、幅広い分野での人材を養成していることを示している。

別添資料Ⅴ-A 2006年度卒業生就職先一覧

観点 5-2 関係者からの評価

(観点に係る状況)

2006年度末から2007年度初頭にかけて、卒業後3年前後が経過した卒業生を対象として実施した教育成果調査によると、本学の3つの教育目標が身に付いたとの回答は、「機会をつかむ」につき約50%、「困難にいどむ」につき約90%、「自立性と自発性を育む」につき70%と高い評価を得ている。これらが主に学部の専門科目から身に付いたとの回答は、順に約30%、80%、70%である(別添資料Ⅴ-B)。

2006年度末から2007年度初頭にかけて、卒業後3年前後が経過した卒業生の職場の上司等をはじめとする上長を対象として実施した教育成果調査によると、卒業生に本学の3つの教育目標が身に付いているとの回答はそれぞれ、約80%であり、教育活動が期待水準を満たしているとの回答が約80%である(資料Ⅴ-C)。

いずれについても、おおむね高い評価を得ており、学部での教育は、本学の教育目標を達成するものである。

名古屋大学法学部 分析項目V

別添資料V-B 教育成果調査卒業生対象

別添資料V-C 教育成果調査上長対象

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 卒業後の進路は多様で、幅広い人材を養成しているといえる。卒業生自身からの教育の成果に対する評価やその学部教育に役割への評価は高く、また、卒業生の上長からの教育の成果に対する評価も高い。

したがって、観点5-1及び5-2については、期待される水準にある。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「インターンシップ」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

インターンシップの体制が充実し、参加学生及び派遣先機関数は、毎年増加している。1学年の学生定員150名に対して、2007年度の参加学生数160名、派遣先機関数100機関となっている。また、インターンシップ対象学年は2年・3年であるが、多くの学生は、1回だけではなく、2回参加している。法学・政治学の知識・思考方法等が社会でどのように活かされるか等について、実際の経験から理解することによって、学生の学部における学修の動機付けがなされやすい状況が作られた。

②事例2「シラバスのWeb化」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

シラバスをWebにおいて作成し、学生が随時参照できるようになった。Web上のシラバスには、授業の課題や資料を掲載することができ、また、シラバスによって授業計画等が示され、学生が授業の準備や復習等において活用しやすい状況が作られ、これにより、授業内容が向上した。